

うつのみやアグリネットワーク アグリビジネス創出促進事業 実施要領

第1 趣旨

うつのみやアグリネットワーク規約第8条の規定に基づくうつのみやアグリネットワークアグリビジネス創出促進事業については、この要領の定めによるものとする。

第2 目的

本事業は、宇都宮市の農産物等の農資源を活用した新規事業の創出に向けた研究開発等を支援することにより、農業者等の新規創造に対する意欲的な挑戦を促進するとともに、本市農業の振興に資することを目的とする。

第3 補助対象事業

- 1 補助金の対象となる事業は、宇都宮市の農産物等の農資源を活用した新規事業の創出に向けての市場調査・分析，研究開発，販路開拓，機器購入・改装費を含めた事業であり，事業完了後の概ね1年以内に売上に繋がるとともに，事業継続が見込まれる取組とする。
- 2 前項の規定にかかわらず，当該年度において，国，県及び市又は財団等の補助金の交付を受ける場合は，補助対象事業としない。

第4 補助対象者

- 1 補助対象者（以下「実施主体」という。）は，次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 新商品開発事業：「生産」，「加工」，「販売」等を行う農業者と商工業者等との連携体
 - (2) チャレンジ事業：「生産」，「加工」，「販売」等を行う農業者，または経営を別にする農業者（法人を含む。）2戸以上で構成される連携体
- 2 前項に該当する実施主体は，うつのみやアグリネットワーク会員であることとし，市税等の滞納が無いものとする。

第5 補助内容

- 1 補助対象事業に要する補助対象経費，補助金の額及び補助率等については別表に定めるとおりとする。
- 2 実施期間は原則1か年度とし，最大2か年度までとする。

第6 事業実施等

- 1 要件
本実施要領の第3，第4及び第5を満たす取組とする。
- 2 事業計画の提出
実施主体は，運営委員会が別に定める日までに，別記様式第1号及び別記様式第2号により「アグリビジネス創出促進事業計画」（以下「事業計画」という。）を，運営委員会に提出する。
- 3 審査
運営委員会は，提出された事業計画を審査するため，審査部会を設置する。実施主体の農業者は，審査に必ず参加することとする。審査部会は内容を審査の上，必要に応じて追加資料の提出又は説明を求め，その結果を運営委員会に報告する。
- 4 採択
運営委員会は，審査部会の意見を踏まえ，予算の範囲内で採択，不採択を決定し，

実施主体に結果を通知する。

5 プロジェクトの実施

採択通知を受けた実施主体は、事業計画に基づきプロジェクトを実施する。

6 中間報告の提出及び審査

実施主体は、運営委員会が定める日までに、別記様式第4号により「アグリビジネス創出促進事業中間実績報告」（以下「中間報告書」という。）を、運営委員会に提出するものとする。審査部会は、事業計画及び中間報告をもとに、中間審査を行うこととする。

7 事業の報告

実施主体は、事業実施期間の運営委員会が定める日までに、別記様式第5号「アグリビジネス創出促進事業実施実績報告」により、実績報告を運営委員会に提出するものとする。運営委員会は、内容を確認し、補助金額を確定させ、実施主体に通知する。

第7 交付請求等

1 補助金の交付を受けようとする実施主体は、別記様式第7号「アグリビジネス創出促進事業補助金等交付請求書」（以下「交付請求書」という。）に確定通知書の写しを添付し、交付請求するものとする。

2 運営委員会は、提出された交付請求書に基づき、速やかに精算するものとする。ただし、運営委員会が特別の理由があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

3 前2項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書に次に掲げる書類を添えて運営委員会に提出しなければならない。

(1) 採択通知書の写し

(2) その他運営委員会が必要と認める書類

4 交付請求書については、運営委員会が定める日までに提出しなければならない。ただし、運営委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

第8 事業計画の変更・中止

1 実施主体は、やむを得ない理由により事業の内容を変更しようとする場合、速やかに変更届を提出し運営委員会の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に照らし事業計画の一部を変更する場合は、この限りではない。なお、実施主体の一部変更の場合も同様とする。

2 実施主体は、やむを得ない理由により事業を中止する場合、第6の7を準用し、事業の実施状況を運営委員会に報告するものとする。運営委員会は、内容を確認し、実費相当額をもって補助金額を確定することとする。

第9 採択の取消し

運営委員会は、次の(1)から(4)までに該当するときは、採択の決定を取り消し、補助金を交付しない。取消しを行った時点で既に補助金が交付されている場合には、実施主体は、交付された補助金を運営委員会に返還する。

(1) 実施主体が事業を中止し、又は廃止したとき（ただし、第8の2の場合を除く。）。

(2) 実施主体が第6の5に規定する事業計画と著しく異なる内容で事業を実施したとき。

(3) 実施主体が解散したとき。

(4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は運営委員会の指示に従わなかったとき

第10 事業の推進体制

運営委員会は、農業団体や関係機関等との連携を密にし、適切な情報提供等により、

プロジェクトの成果が地域へ効果的に波及されるよう努めるものとする。

第11 その他

- 1 運営委員会は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、実施主体に発表させることができるものとする。
- 2 計画年次中または計画終了後において、商品名や実施主体の所在地等の変更がある場合は、運営委員会は、実施主体に変更届を提出させることができる。
- 3 本実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年 1月 1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年 1月 1日から適用する。

別表（第5条関係）

事業名	品目	経費	上限額及び補助率
新商品開発事業	宇都宮の農資源 全て	①市場調査・分析に要する 経費 ②研究開発に要する経費 ③販路開拓に要する経費 ④機器購入に係る経費	上限50万円 対象事業費①～③：補助率2 ／3以内 対象事業④：補助率1／2以 内 ※「④機器購入に係る経費」 の補助金については、対象事 業費①～③への補助金を上 限とする。
チャレンジ 事業	【一般】 宇都宮の農資源 全て 【重点品目】 いちご，梨，ト マト，にら，ア スパラガス，米	①市場調査・分析に要する 経費 ②研究開発に要する経費 ③販路開拓に要する経費 ④機器購入・改装費に係る 経費	【一般】 上限70万円 【重点品目】 上限100万円 対象事業費①～③：補助率2 ／3以内 対象事業④：補助率1／2以 内

※対象外事業費について

人件費，光熱水費などのランニングコスト，用地取得費，建設費（増築含む），車両購入費，本事業の目的と整合性のない活動経費，実施主体の組織運営・維持に関する活動経費，汎用性の高い機器類（製造用機器，事務用機器等）の導入に要する経費，知的財産の取得等に係る経費及び活動全部の外部委託費